

千葉県工賃(賃金)向上計画(平成30年度～平成32年度)【概要】

背景

○「千葉県工賃(賃金)向上計画」の策定

(参考) 工賃とは：生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を生産活動に従事している障害のある人に支払うもの

- ・国から新たに示された「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」等に基づき、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間として「千葉県工賃(賃金)向上計画(平成30年度～平成32年度)」を策定する。
- ・この計画は、就労継続支援事業所の工賃(賃金)向上により、障害のある人の自立の支援を目指すもの。県全体としての平成32年度までの各年度の目標工賃(賃金)額を掲げるとともに、個々の事業所が目標工賃額を達成するための支援施策を定める。

前千葉県工賃(賃金)向上計画

1 目標(賃金)工賃(月額)

平成29年度 16,000円 ← 平成26年度 13,150円(実績)

2 目標工賃(賃金)の考え方

- ①目標工賃(月額) → 25年度各都道府県の平均工賃額の上位10位に並ぶよう設定。
- ②目標工賃(時間額) → 26年度の千葉県実績及び29年度までの目標工賃月額伸びを勘案し設定。
- ・目標賃金 → 最低賃金以上。資金の補填を減らすようにする(無くす)。
- ・就労継続支援事業所(A型及びB型)

3 対象施設

(参考) 千葉県の工賃の実績

平成26年度	平成27年度	平成28年度
13,150円	13,660円	13,769円

国の新指針への対応

千葉県工賃(賃金)向上計画

計画趣旨：工賃(賃金)向上により、障害のある人が社会参加・社会貢献を果たし、地域で自立した暮らしを支援することを目指す。そのため、県として、より一層充実した取組を進めていくため、目標工賃(賃金)額を掲げるとともに、その目標工賃(賃金)額を達成するための県の支援施策を定める。

計画期間：平成30年度～平成32年度

1 対象施設

就労継続支援事業所(A型及びB型)

2 目標値

(1) 就労継続支援A型における目標値

・最低賃金以上であること。また、生産活動に係る事業収入から必要な経費を控除した額に相当する額を賃金の総額以上とするとともに、賃金を自立支援給付費から支払わないこと。

(2) 就労継続支援B型における目標値

月額	32年度 17,000円	←	28年度 13,769円(実績)
時間額	32年度 213円	←	28年度 172円(実績)

3 目標値の考え方

- (1) 就労継続支援A型 千葉県内企業に適用される最低賃金。事業の適正化を図るための設定。
- (2) 就労継続支援B型
 - ①目標工賃月額 …過去の実績や工賃向上の取組の効果等を勘案し設定。
 - ②目標工賃時間額 …過去の実績及び平成32年度までの目標工賃月額の伸びを勘案し設定。

4 各事業所における計画の策定

国・県の方針を踏まえ、工賃(賃金)向上に向けて、事業所の全職員全体で検討し、利用者及び家族の理解を得た上で、目標工賃(賃金)額の目標値を含んだ計画を策定する。

目標達成のための
施策

工賃向上(賃金)計画の支援施策

施策1: 対象事業所への支援の取組

施策2: 官公需等の促進

施策3: 共同受注の推進

施策4: 関係機関等との連携・PR等

施策5: 農福連携の推進

施策6: 市町村における取組への協力依頼

1 対象事業所への支援の取組【一部新規】

- (1) 工賃(賃金)向上計画のPDCAサイクル確立に係る支援【継続】
事業所が作成した「工賃(賃金)向上計画」が、有効に機能しているかについて確認・評価を行うことにより、同計画のPDCAサイクルが確立されるよう支援する。
- (2) 知識・技術向上の支援(説明会や研修会等の実施)【継続】
研修、個別相談等を実施。
- (3) 販路・受注拡大の推進【一部新規】
・営業支援、合同販売会、直営店舗を実施する。【継続】
・県庁や企業等への商品の設置販売(はーとるボックスの設置拡大)【新規】
- (4) モデル事業所の育成、先進事例等の紹介【新規】
食品を製造・販売している事業所の中から、モデル事業所を選定し、専門機関による訪問派遣を行い、同事業所の取組や見学会を実施し、ノウハウの普及啓発等を行う。また、先進事例等の紹介を行う。

2 官公需等の促進【一部拡充】

- (1) 官公需の促進【拡充(マニュアル等の作成)】
障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を策定し、施設との契約事務マニュアルを作成等する。
- (2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用【継続】
障害者就労施設等の情報を掲載したポータルサイトを通じて、受発注のマッチングを図る。

3 共同受注の推進【継続】

共同受注窓口の取組を継続し、受発注のマッチングを図る。

4 関係機関等との連携・PR等【継続】

- (1) 関係機関等との連携・PR、ネットワークの構築等
障害者就労施設等による県庁内での販売機会の確保に努めるとともに、同施設等のイベントについて県民等へPRを行う。
- (2) 包括協定締結企業との連携強化
当該企業が関係するイベントへの事業所の出店や常設販売の場の提供などについて働きかけ、県民等への更なる周知や、販売機会の増加を目指す。

5 農福連携の推進【新規】

- (1) 農業技術の専門家派遣等
障害者就労施設の利用者の農業技術の向上を図るため、専門家の派遣等を行う。
- (2) 農福連携の体制構築等
農林水産部局と連携し、事業所に対して実施した農業に関する取組状況のアンケートを精査し、課題等について、事業所等と情報共有する。他都道府県における農福連携の先進事例の導入を図る。

6 市町村における取組への協力依頼【一部拡充(市町村の取組内容の確認)】

工賃(賃金)向上に係る支援の取組や、官公需の促進等を依頼する。市町村の取組内容を確認する。